

法令名	振動規制法（昭和51.6.10 法律第64号）											
制度の趣旨	<p>この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。（法第1条）</p> <p>※建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって、政令で定めるものを「特定建設作業」と定義している。（法第2条第3項）</p>											
指定地域	<p>都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定しなければならない。（法第3条）</p> <p>※規制地域（第1～2号区域）が定められており、5市4町（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町、藍住町）の一部が指定地域となっている。</p> <p>※地域指定図については、市は市役所、町は町役場又県庁環境管理課において閲覧可能。</p>											
特定建設作業の種類 （政令第2条）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業</li> <li>2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>3 舗装版破碎機を使用する作業</li> <li>4 ブレーカーを使用する作業</li> </ol> <p>※それぞれ、例外や規制対象規模等があるため、詳しくは市町役場にお問い合わせください。</p>											
規制基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">振動の大きさ</td> <td>作業場所の敷地境界線上で75デシベルを超えないこと</td> </tr> <tr> <td>夜間・深夜の作業の禁止</td> <td>第1号区域－午後7時～翌日の午前7時の作業禁止 第2号区域－午後10時～翌日の午前6時の作業禁止</td> </tr> <tr> <td>1日の作業時間の規制</td> <td>第1号区域－10時間を超えないこと 第2号区域－14時間を超えないこと</td> </tr> <tr> <td>同一場所における作業期間</td> <td>連続して6日間を超えないこと</td> </tr> <tr> <td>日曜日その他休日における作業</td> <td>禁止</td> </tr> </table>		振動の大きさ	作業場所の敷地境界線上で75デシベルを超えないこと	夜間・深夜の作業の禁止	第1号区域－午後7時～翌日の午前7時の作業禁止 第2号区域－午後10時～翌日の午前6時の作業禁止	1日の作業時間の規制	第1号区域－10時間を超えないこと 第2号区域－14時間を超えないこと	同一場所における作業期間	連続して6日間を超えないこと	日曜日その他休日における作業	禁止
振動の大きさ	作業場所の敷地境界線上で75デシベルを超えないこと											
夜間・深夜の作業の禁止	第1号区域－午後7時～翌日の午前7時の作業禁止 第2号区域－午後10時～翌日の午前6時の作業禁止											
1日の作業時間の規制	第1号区域－10時間を超えないこと 第2号区域－14時間を超えないこと											
同一場所における作業期間	連続して6日間を超えないこと											
日曜日その他休日における作業	禁止											
届出手続	<p>特定建設作業を伴う建設工事を行う場合には、作業開始の7日前までに市町長（環境関係課）に届出なければならない。</p> <p>市町長は、特定建設作業に伴って発生する振動が基準に適合しないことによって周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、振動の防止の方法の改善等を勧告・命令することができる。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph LR     A[特定建設作業 施工者] -- "届出 (作業開始7日前)" --&gt; B[市町長]     B -- "改善勧告・改善命令" --&gt; A </pre> </div>											
照会先	各市町役場（環境関係課）											